

# 税務相談室

## 医業の収入金額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 私は外科病院を経営する医師ですが、病院の医療機械のほとんどを納入している医療機械問屋からハワイ旅行に招待されました。問屋の取引先で取引金額が一定基準に達した病医院を経営する医師が招待旅行の対象者だそうです。この旅行に係る費用は1人当たり約20万円とのことですが、参加しない場合は旅行に代わる金品等は一切支払われませんか。

この旅行に参加した場合、事業所得の計算上何か問題があるでしょうか。

2. 私は、昨年まで大学病院の医局に勤務しておりましたが、今年の春、診療所を開設しました。その際、開設祝として医局時代の同僚や薬品メーカー等から祝金や記念品・花輪等をもらいました。これらの祝金や記念品・花輪については、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

3. 内科医ですが、時々他の都府県の国民健康保険の患者を診療することがあります。この場合、診療報酬は保険の計算によって請求しますが、医師課税の特例の適用の対象となる保険診療収入に該当しますか。

### 回答

1. 参加に代えての金品の支給がない等一定の場合は、特に課税上の問題は生じない。

事業所得の総収入金額には、診療報酬のようなその事業本来の収入のほかに、その事業の遂行に付随して生ずる収入も含まれます。そうしますと、ご質問の場合は、その招待旅行は、事業用資産である医療用機械の購入実績に対して行われるものでありますから、事業に関連があるとして、その経済的利益相当額は、事業所得の計算上総収入金額に算入することになります。

しかし、招待されても参加しない場合においては、旅行費用に代えていかなる意味でも金品の支給がないということおよび旅行費用の額等からみて、この

場合、参加したことによる利益の享受相当額を強いて総収入金額に算入しなくても差し支えないと考えられます。

2. 祝金は事業所得の計算上総収入金額に算入し、記念品等については相当な範囲内である限りは課税問題は生じない。

事業所得の総収入金額には、事業本来の収入のほかに、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生ずる収入も含まれます。

ご質問の開設祝として受けた祝金や記念品は、事業の遂行上付随して生じた収入と考えられますので、原則として事業所得の計算上雑収入として総収入金額に算入することになります。

この場合、記念品等の物品でもらったものについては、時価相当額で評価して雑収入の金額として計上することになります。しかしながら、記念品等の物品については、それが開設祝として社会通念上相当と認められる場合には、強いて雑収入として計上しなくても差し支えないと考えられます。

したがって、ご質問の場合には、記念品、花輪等について、それが社会通念上相当な範囲内であると認められれば総収入金額に含めることはありませんが、その範囲を超えると認められるものについては時価で評価して、祝金とともに雑収入として総収入金額に算入することになります。

なお、雑収入については、いわゆる「医師課税の特例」の適用はありません。

3. 他都府県の国保患者に対する診療報酬も保険診療収入であり、医師課税の特例の適用対象となる。

国民健康保険は、市町村および特別区ごとに設けられており、被保険者はその市町村または特別区に住んでいる住民のうち、健康保険法およびその他の保険法による被保険者以外のもの、すなわち、その地域に住んでいるサラリーマン以外の自営業者などを被保険者としている保険です。

従来は、この保険による診療の報酬を請求できる地域は、保険医療機関の届出をした都道府県およびその際に申し出た他都府県に限られていましたが、これが改められて、どの地域の患者を治療しても国民健康保険の規定による診療報酬が請求できることになりました。

したがって、他都府県の国民健康保険の患者を診療した場合の診療収入は、租税特別措置法第26条第2項に掲げる法律に基づく診療収入となりますので、当然「医師課税の特例」の適用が受けられます。